

山添村



新型コロナワクチン追加(4回目)接種のお知らせ

本村では、新型コロナワクチン追加（4回目）接種の集団接種を7月から実施しています。接種時期になった方に順次ご案内していますので、ご理解とご協力をお願い致します。

ご案内する対象者

山添村に住民登録がある方で、
令和4年2月11日～令和4年3月31日に3回目の接種を終了した
① 60歳以上の方
② 18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと
医師が認める方（申請していただいた方にご案内しています）

接種時期・回数

- ・ 3回目の接種を終了した日から、**5か月**が経過した時期
- ・ 1回接種

接種費用

無料（全額公費）

接種場所

山添村保健福祉センター

ワクチンの種類

1～3回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。

予約方法

電話・WEB・保健福祉課窓口にて受付

予約開始日

令和4年7月7日(木)8:30～

予約開始日は、電話や窓口が大変混雑します。スマートフォン等をお持ちの方は、WEB（インターネット）からの予約をお願い致します。

予約には、接種券番号が必要です。同封の「接種券つき予診票・予防接種済証」の右上記載の「**あなたの接種券番号**」をご確認ください。

あなたの接種券番号		あなたの接種券番号 2021000000
新型コロナウイルスワクチンを受けられます。 費用負担はありません。 接種を受けるときは、 この用紙と接種券つき予診票を切り離さずにお持ちください。		
この書面は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を 証明する大事な書面ですので、大切に保管してください。		
新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時接種） Certificate of Vaccination for COVID-19		
生年月日	氏名	住所
接種券番号	接種券番号	接種券番号

☎山添村新型コロナワクチンコールセンター（山添村保健福祉課内）

コロナ キュウキュウ

☎0120-567-994（平日：8:30～17:15）

コールセンターが繋がりにくい場合は、保健福祉課(☎85-0045)でも受付します。

📱山添村新型コロナワクチン予約受付WEB

URL：<https://logoform.jp/form/qBJB/11846>



24時間予約受付
スマホのカメラより
読み取り可能

接種日時

曜日	月曜日(午前)	火曜日(午後)	木曜日(午前・午後)
実施場所	保健福祉センター		
ワクチンの種類	1～3回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。 ファイザーの接種日 武田/モデルナの接種日		
日程		7月19日	
	8月8日	8月9日	
	8月29日	8月16日	8月25日
	9月12日	8月23日	9月1日
受付時間	【月曜日】 ① 9:00～ 9:15 ② 9:30～ 9:45 ③ 10:00～10:15 ④ 10:30～10:45 ⑤ 11:00～11:15 ⑥ 11:30～11:45 各時間 定員14名	【火曜日】 ① 14:00～14:15 ② 14:30～14:45 ③ 15:00～15:15 ④ 15:30～15:45 ⑤ 16:00～16:15 ⑥ 16:30～16:45 ⑦ 17:30～17:45 ⑧ 18:00～18:15 ⑨ 18:30～18:45 ⑩ 19:00～19:15 各時間 定員13名又は14名 ※7/19は空き状況によります。	【木曜日】 ① 9:30～ 9:45 ② 10:00～10:15 ③ 10:30～10:45 ④ 11:00～11:15 ⑤ 11:30～11:45 ⑥ 14:00～14:15 ⑦ 14:30～14:45 ⑧ 15:00～15:15 ⑨ 15:30～15:45 ⑩ 16:00～16:15 ⑪ 16:30～16:45 各時間 定員13名又は14名
責任医師	野村医師	午後 中村医師 夜間(17:30～) 水口医師	大住医師

◆ ワクチンの効果について

海外で実施された研究によると、オミクロン株流行期において、3回目接種から一定期間経過した60歳以上の者に対するファイザー社ワクチンの4回目の接種による感染予防効果は短期間しか持続しなかった一方、重症化予防効果は、4回目接種後6週間経過しても低下せず維持されていたこと等が報告されています。

<接種当日の持ち物>

- ①同封の接種券つき予診票・接種済証
(予診票を当日ご記入のうえ、切り取らずに持参してください。)
- ②本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等のいずれか1つ)
- ③お薬手帳(お持ちの方)

あなたの予約日

月	日	受付時間	:
()			~
			:

新型コロナワクチン4回目接種について

◆5か月の接種間隔をあける例

- ・3回目接種を行った日から5か月後の同日から接種可能（例1）
ただし、5か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種可能（例2）

例1：2月1日に新型コロナワクチンの3回目の接種をした場合⇒7月1日から4回目接種を受けることができる

例2：9月30日に新型コロナワクチンの3回目の接種をした場合⇒3月1日から追加接種を受けることができる

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3	27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	接種 3回目	例1	5か月後に同じ日がある	4	5	6	7	接種 4回目		10
11	12	13	14	15	16	17	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	25	26	27	28	29	30	1
				接種 3回目	例2	5か月後に同じ日がない							接種 4回目

【接種をする前にご確認ください】

- 同封の「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を読み、予防接種の効果や副反応、予防接種を受けることができない人や注意が必要な人などについて、ご確認ください。
- ワクチンを受けるためにはご本人の同意が必要です。
現在、何らかの病気で治療中の方や体調など接種に不安がある方、特に初回接種（1回目・2回目）3回目接種で気になる体調の変化があった方は、かかりつけ医とご相談のうえ、ワクチンを受けるかどうかの判断をしてください。
- 抗凝固薬（血をサラサラにする薬）を飲んでいるかどうか不明な方は、かかりつけ医にご確認ください。（内服中の方は、接種後に出血すると止まりにくいことがあるため、注意が必要です。）

＜接種当日のお願い＞

- 接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは接種を控え、コールセンター（保健福祉課）にご相談ください。予約を取り直します。
- 予約をキャンセルする場合は、コールセンター（保健福祉課）までご連絡ください。
- 密集・密接を防ぐために、受付開始10分前からの入場となります。
- 予防接種の受付にて、検温や体調確認を行います。
- 会場ではマスクの着用と手指消毒をお願いします。
- 腕に筋肉内注射をしますので、肩の出しやすい服装でお越しください。



◆新型コロナウイルスに感染した方の4回目接種までの間隔について

現在、知見の蓄積段階ですが、3回目接種後に5か月を経過していれば、新型コロナウイルスの感染から回復後に4回目接種を行うことは可能とされています。

◆新型コロナワクチン予防接種とその他の予防接種との間隔について

「インフルエンザ予防接種」や「肺炎球菌ワクチン」は、**互いに片方のワクチンを受けてから2週間後**に接種を受けてください。

※その他のワクチンを接種の4週間以内に受ける場合は、接種間隔が異なるためご相談ください。

◆住民票がある場所（住所地）以外での接種について

- ・入院・入所中の方 → かかりつけ医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の方 → かかりつけ医療機関でご相談ください。
- ・単身赴任などの理由で、村内に居住されている方 → 事前に手続きが必要となります。山添村新型コロナワクチンコールセンターにお問い合わせください。

★奈良県広域接種会場で4回目接種を受けることができます。

【会場】奈良県文化会館

【使用ワクチン】武田/モデルナ社製ワクチン

<予約方法> 予約サイトかコールセンターで申し込みください。

<接種対象者>

①県内市町村が発行した4回目接種用の接種券をお持ちの方

②県外在住者のうち、県内への通勤・通学者（※4回目接種券をお持ちの方に限る。）

※接種時間は、
14時～16時30分

●接種予約サイト

<http://vaccine-info-nara.org>

（受付時間24時間）

※当日予約はできません。



●コールセンター

0570-02-0120

（受付時間午前9時～午後5時）

※ただし接種日は接種終了時間まで

※コールセンターに限り、予約枠の1時間前までの当日予約が可能です。

◆ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

◆予防接種健康被害救済制度があります

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起きることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことはできないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、役場 保健福祉課にご相談ください。

◆ワクチンを受けた後も、マスクの着用など感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。



密集場所



密接場面



密閉空間

「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避



マスクの着用



石けんによる手洗い



手指消毒用アルコールによる消毒の励行

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



令和4年7月1日発行

山添村保健福祉課 ☎ 85-0045